

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

大阪税関長 花 尻 卓

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵 置 中 の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
イーストライズトランスポート株式会社 大阪府大阪市中央区備後町2丁目4番6号	イーストライズ大阪南港 大阪府大阪市住之江区南港南二丁目5番8号	廃業	—	令和8年 6月30日